

「まん延防止重点措置」延長に伴う  
スポーツ少年団活動について

本件につきましては、2月10日付で通知させていただいておりますが、今般、群馬県まん延防止重点措置延長に伴う、群馬県教育委員会による部活動の対応等について通知が出されました。

つきましては、3月7日(月)以降のスポーツ少年団活動については下記のとおりとなりますので、感染防止に係る団指導者及び団員、保護者の意識をさらに高め、感染防止対策の徹底に一層留意していただきますよう、お願いいたします。

関係者の皆様には、様々な対応によるご負担をおかけいたしますが、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

○3月7日(月)からの少年団活動については、指導者または責任者立ち合いの下、競技の特性や活動内容に応じた感染防止対策を徹底した上で、個人練習等、感染リスクの低い活動にとどめて実施することとする。

○対外試合(合同練習、練習試合、発表会、大会などの他団体との交流を伴う活動及び宿泊を伴う活動等)については県の内外を問わず行わないこととする。

なお、県内外の感染状況により、対応に変更等があった場合は改めて通知する。

○全国大会、関東大会及びその予選会等への参加は可とする。

ただし、活動を担当する指導者のみで実施を判断するのではなく、団として責任を持ってその必要性を団関係者と協議し慎重に判断する。

令和4年3月4日  
群馬県スポーツ少年団  
本部長 松本博崇